

【ホームページ、ニュースリリース】

基盤確立事業実施計画の認定

令和5年4月17日、農林水産省より、みどりの食料システム法に基づき、基盤確立事業実施計画の認定を受けました。

下水道汚泥資源等を活用した汚泥肥料を既存の肥料散布機でも散布できるペレット状に加工する設備を導入し、さらなる普及拡大に取り組むこととなります。

現在、必要な設備導入の整備準備中であり、令和6年4月よりペレット状肥料を販売予定です。

現在の粉状肥料も継続して販売予定です。

緑水コンポストセンター（住所：長岡市北荷頃 1517 番地 2、TEL：0258—51—1150）でのお客様によるセルフ販売（粉状）は、1袋 50 円（サイズ制限なし）で廉価販売中です。今後とも、ご愛顧のほど宜しくお願い申し上げます。

基盤確立事業実施計画の概要は、
<農林水産省のプレスリリース>

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bio/230417.html>

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midorihou_kibann.html